

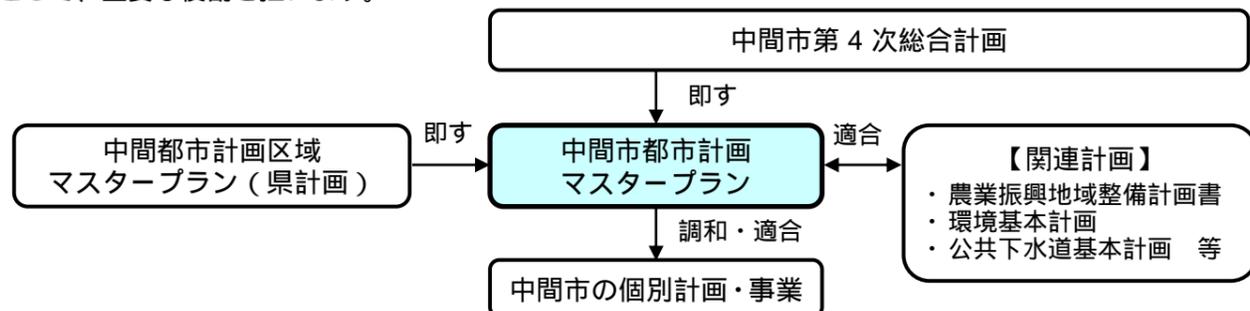
都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（都市計画法第18条2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）は、身近な都市空間の充実や個性をいかしたまちづくりにむけて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくり等、都市計画に関する基本的な方針を定める計画となります。

位置づけと役割

中間市都市計画マスタープラン（以下「本計画」とする）の策定においては、まちづくりの将来像の統一や一体性を確保することから、県等が策定した計画や本市の最上位計画となる「中間市第4次総合計画」に即すと同時に、関連する計画との整合を図ります。また本計画は、中間市の都市計画に関する個別の細かな施策・事業の指針として、重要な役割を担います。

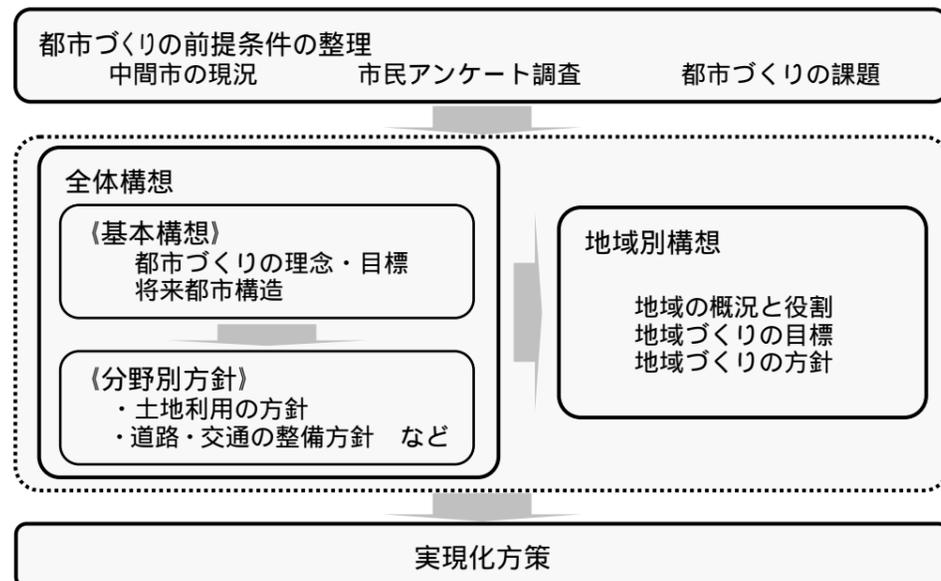


目標年次

計画期間は、運用をはじめる平成22年度を基準とし、概ね15年後の平成37年を目標年次とします。ただし、市民からの要望、社会情勢の変化、各種計画の変更など本市を取り巻く情勢の変化に合わせ、適宜見直しを行います。

構成

本計画は大別して「全体構想」と「地域別構想」により構成されています。「全体構想」は、中間市全域を対象とした都市づくりの理念や目標、都市構造などの基本構想や、その実現にむけた各分野の方針を定めています。「地域別構想」は、全体構想に基づいて各地域の現況や特性を踏まえ、地域に対応したまちづくりの方針を定めています。



中間市都市計画の将来目標

将来都市像

「元気な風がふくまちなかま」
～市民の元気がまちの元気～

基本目標

- 快適な暮らしを支える社会基盤の整備 ～未来へとつなぐ都市づくり～
- 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 ～元気の輪が広がる都市づくり～
- 豊かな生活環境の創造 ～みんなで築く環境都市づくり～
- 新世紀に適応した産業の振興 ～活力と賑わいのある都市づくり～
- 次世代を担う教育の充実 ～人を育むスポーツと文化の都市づくり～
- 市民との協働・交流による開かれたまちづくり
～人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり～

中間市第4次総合計画の将来の都市像

都市づくりの理念

自立した都市

北九州西部都市の生活圏の中で、良好な住まい環境特性を活かしながら、人と人との交流、新たな魅力の創出を進め、個性あるまちづくりを推進し、自立した都市を目指す。

共生できる都市

遠賀川に代表される良好な自然とのふれあい、地域活力を創出する人と人とのふれあい、加えてまちとのふれあいなど、人・自然・まちが共生していく都市を目指す。

連携しあう都市

自立した都市を形成しながらも、各都市がもつ個性や機能を連携、補完しあうことで、効率的・効果的な都市づくりの実現や都市圏の発展など、連携しあう都市を目指す。

都市づくりの基本目標

ひとづくり

- 人が主役のまちづくりの推進
- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進
- 市民参加によるまちづくりの誘導及び支援の実施
- 交流・連携ネットワークの整備
(道路ネットワーク、自然・文化ネットワーク等)

魅力づくり

- 自然・文化資源の維持・活用
- 中心地の再生と新たな賑わいの創出
- 産業拠点の維持・発展

住まいづくり

- 生活を支える基盤整備の推進
- ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心なまちづくりの推進
- 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進
- 自然環境と調和したアメニティ豊かな住環境の整備推進

中間市都市計画の将来目標

都市構造

都市構造を構成する要素

- 都市拠点：都市活動の中心な場で特性に応じた機能の集積を図る
- 都市軸：都市間交流や拠点のネットワークを担う動線、線形
- ゾーン：概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

拠点

商業・業務拠点

都市生活を営む上で核となる地区で、本市の賑わい活力を形成する地区

地域生活拠点

既存商店街及び生活利便施設が集積し、市民の日常の生活利便を図る地区

交通結節点としての役割を有し、各拠点と連携・補完することで賑わいを創出する地区

地区拠点

周辺の住宅地における住民の生活利便性を確保する地区

公共交通へのアクセス向上を図り、歩いて暮らせるまちづくりの核となる地区

公益・文化交流拠点

公共・公益・文化サービス機能を提供し、市民交流、広域交流を進める地区

各拠点と連携・補完することで賑わいの創出を図る地区

アメニティ拠点

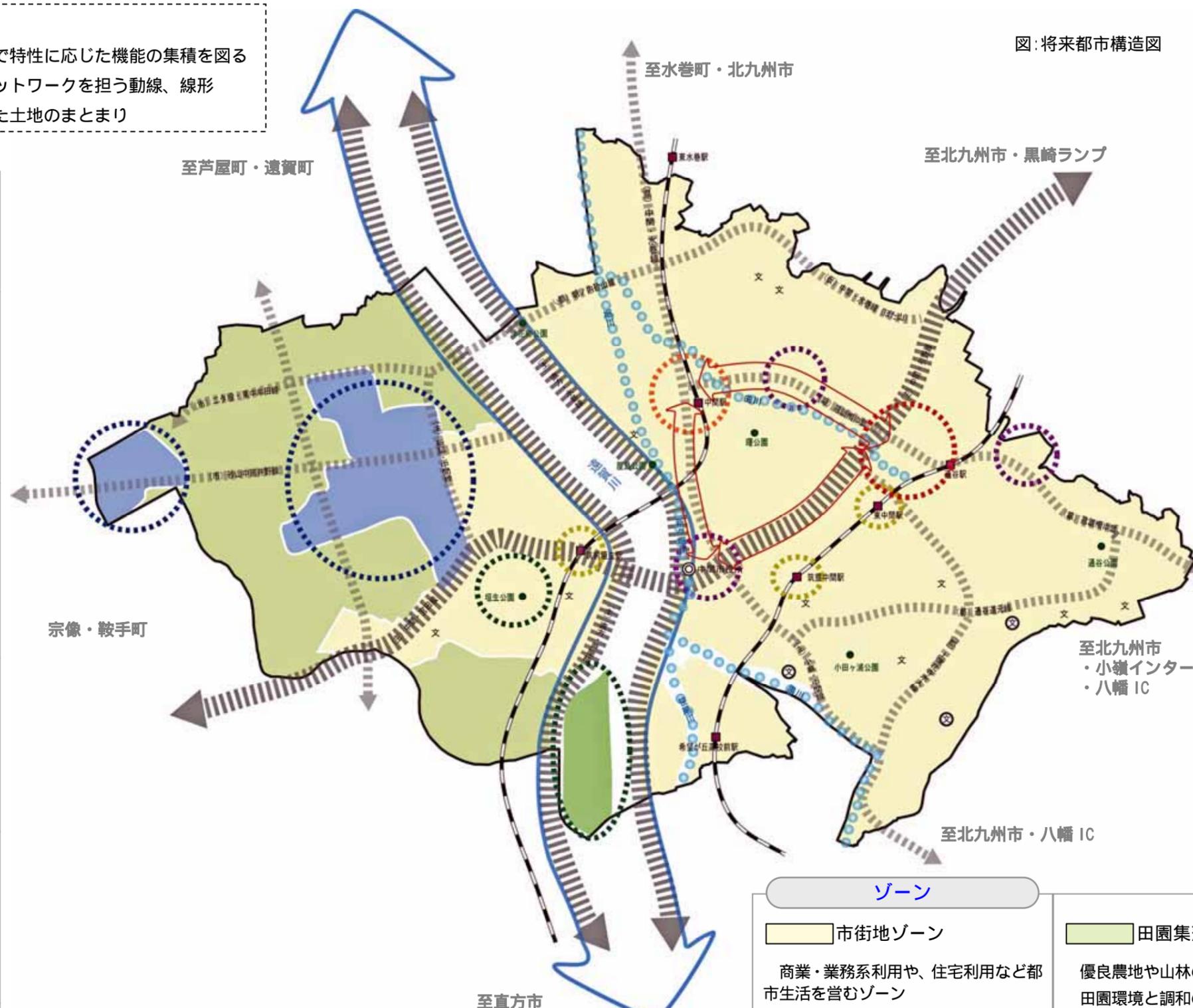
自然や文化とふれあい・交流し、市民・来訪者に安らぎ・潤いを与える地区

身近な動植物の生息環境の場としての機能を保全する地区

生産拠点

産業の集積基地で本市の雇用の創出、産業発展を担う地区

図：将来都市構造図



軸

都市中心軸

地域生活の中心となる各拠点を結び、都市の営みを形成する中心軸

既存商店街や沿道サービス機能の集積を進め、生活利便性を創出していく軸で、主要拠点を結び、本市の中心地の賑わいの創出を進める基軸

広域都市連携軸

本市と周辺地域の広域的な交流を促す軸

高規格幹線道路へのアクセス軸

都市間連携軸

各拠点を結び、市内の日常生活や交流の利便性を高める役割を担う軸

広域都市連携軸の補助幹線の機能を有す軸

アメニティ軸

本市の骨格軸となる遠賀川周辺で、自然や文化とふれあい・交流し、市民・来訪者に安らぎ・潤いを与える軸

親水交流軸

市民の憩いの場として、親水性の創出や散策路など歩行者道線としての役割を担う軸

ゾーン

市街地ゾーン

商業・業務系利用や、住宅利用など都市生活を営むゾーン

田園集落ゾーン

優良農地や山林の保全を図るゾーン
田園環境と調和の取れた住宅地を形成するゾーン

流通・工業ゾーン

生産拠点が位置する工業団地周辺で、工業機能を集積するゾーン

自然緑地ゾーン

中島周辺で、自然環境の保全や自然交流を図るゾーン

土地利用の方針

集約型都市構造の形成と歩いて暮らせるまちづくり

地区特性、社会状況に対応した計画的な土地利用の推進

都市的土地利用と自然的土地利用が調和した適正な土地利用の規制・誘導

住居系土地利用の方針

各世代、各世帯がそれぞれのライフスタイルに対応できるような、多様な住まい環境の形成を推進

- 用途地域等にもとづく適正な土地の規制・誘導による地区に応じた住まい環境の形成
- 拠点周辺の特性に応じた高密度な市街地形成
- 低層住宅ゾーンの緑豊かな市街地形成
- 良好な住環境の保全・整備
- 地区計画制度やまちづくり協定等の活用による、住環境の維持・保全
- 防災上課題を有する地区や開発計画地区での、面整備や良好な都市環境整備の検討

商業系土地利用の方針

賑わいと交流を創出する“本市の顔”となる中心拠点の形成

- 中心拠点としての賑わいの創出にむけて、通谷駅周辺における都市機能の集積を推進
- 生活拠点・交通結節点としての機能維持にむけて、JR中間駅周辺での各種機能の誘導や基盤整備の推進
- 賑わいと交流の促進にむけて、各拠点の連携や連続性の確保、回遊性及び景観の誘導など、中心市街地として一体的な整備を推進

地区特性に応じた秩序ある土地利用の推進

- 地区住民の生活利便の確保、交通結節点へのアクセス強化にむけた、地区拠点周辺の整備
- 公益・文化交流拠点における情報発信機能の整備や機能向上や、市内及び近隣市町との交流を促進
- 都市中心軸沿道地区において、住民の生活利便の確保にむけた、サービス施設の立地誘導



JR 中間駅



遠賀川河川敷

工業系土地利用の方針

生産機能の向上と周辺環境との調和

- 操業機能の維持・向上、工業機能の集積にむけた土地利用の規制・誘導の推進
- 企業誘致や生産機能の強化にむけた(仮)五楽北部工業団地整備の検討
- 工業団地周辺の住環境や営農環境に配慮した土地利用の規制・誘導を推進
- 近隣市町との連携・調整を踏まえた、岩瀬北部工業地の土地活用方策の検討

土地利用の規制・誘導方針

良好な市街地を維持・形成するため、区域区分及び用途地域による適正な土地利用の規制誘導を実施

- 新たに市街地整備を検討する地区について、面整備の検討や関係機関との調整による一体的な土地利用の規制・誘導を推進(垣生地区、(仮)五楽北部工業団地地区、虫生津工業団地西地区、蓮花寺ボタ山周辺地区等)
- 都市計画道路の整備地区周辺について、周辺環境に配慮しながら沿道特性をいかした土地利用を検討
- 地区の現状に合わせ、用途地域の見直しを検討

自然的土地利用の方針

営農環境及び自然景観の形成にむけた農地の保全

- 川西地区において、営農環境の維持、緑地機能及び自然景観の創出にむけた優良農地の保全
- 都市内緑地としての機能に配慮しつつ、市街化の動向を踏まえた市街地内農地の都市的利用への誘導
- 防災、環境、アメニティ空間としての緑地の保全
- 緑地機能、レクリエーション機能を生かした遠賀川周辺の河川敷の整備・保全
- 都市の身近な緑地、防災機能に配慮した公園・緑地等の保全

市街化調整区域の土地利用方針

- 都市計画法、その他法規制との調整による、都市活動の発展及び自然、営農環境の保全にむけた土地利用の推進
- 条例、その他の法規制による田園環境と住環境が調和する集落地の形成
- 上位計画や各種関連計画との整合による、公共・公益施設の立地・誘導

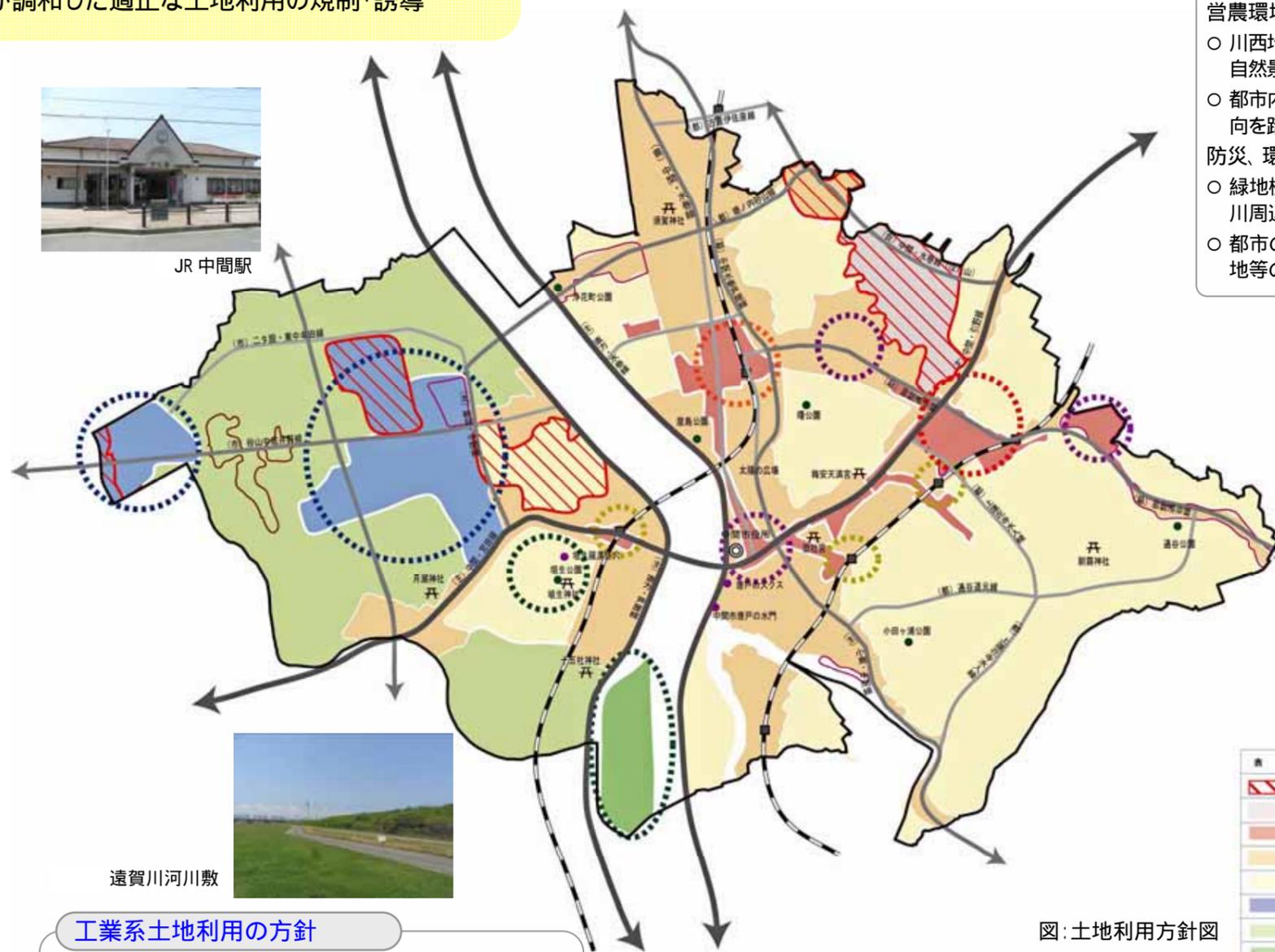


図:土地利用方針図

表示	項目
	土地利用調整区域
	用途検討ゾーン
	商業ゾーン
	中高層住宅ゾーン
	低層住宅ゾーン
	工業ゾーン
	田園集落ゾーン
	自然緑地ゾーン
	地区計画
	条例指定区域
	商業・業務拠点
	地域生活拠点
	地区拠点
	生産拠点
	アメニティ拠点
	公益・文化交流拠点
	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	鉄道・駅
	都市計画公園
	文化財
	神社
	行政区境界

道路・交通計画の方針

周辺地域との交流及び都市内の円滑な交通処理にむけた体系的な道路ネットワークの整備
公共交通の利便性の向上
人にやさしい交通環境の整備

道路の体系的整備の推進

市内外のアクセス・交流促進を図る有機的な道路ネットワークの形成

- 円滑な交通処理、安全輸送路の確保、各種インフラ整備など、連携強化、安全・安心な基盤づくりにむけた体系的な道路整備の推進
- 都市づくりの目標や戦略、将来都市構造を踏まえた、都市計画道路の見直し
- 道路の機能や特性、周辺環境に応じた一体的な整備の検討
広域連携・交流を図り都市の発展を支える主要幹線道路の整備及び都市内交通の円滑化を促す幹線道路等の整備
- 広域交流の促進、交通処理の円滑化や効率化を促す主要幹線道路の整備・改善
- 主要幹線道路を補完し、市内の各地域や拠点の交流を促す幹線道路の整備・改善
- 主要幹線、幹線道路を結び、都市内の円滑な交通を図る補助幹線道路の整備・改善
- 狭隘道路の改善や歩きやすい道づくりなど、地域の生活に密着した区画道路・生活道路の整備
- 地域の主要拠点、交通結節点等へのアクセス性の向上
- 道路の性格や幅員に応じた歩道整備や交通規制等の検討
- 狭あい道路の改善や歩行者等の通行に配慮した道路整備



図：道路網方針図

表示	項目
●	商業・業務拠点
○	地域生活拠点
●	地区拠点
○	生産拠点
●	アメニティ拠点
○	公益・文化交流拠点
→	主要幹線道路
→	幹線道路
→	補助幹線道路
→	生活道路
—	行政区境界



(都)中間水巻芦屋線

交通環境の整備・充実

歩行者や自転車が快適に利用できる、人にやさしい道づくり

- 安全・安心・快適に通行できるユニバーサルデザインに配慮した道づくり
- 通過交通の流入抑制、交通安全施設の設置など歩行者優先の道づくり
- 歩いて暮らせるまちづくり及び回遊性の向上にむけた歩行者ネットワークの形成
- 主要拠点へのアクセス、機能の連続性の向上にむけた歩行者ネットワークの整備
- 親水空間や沿道の景観・植樹、駐車場・公園の配置や案内板の設置計画とも調整し、人々の回遊と賑わいを創出する歩行者ネットワークを創出
- 遠賀川周辺におけるサイクリングコースの維持・改善
- 移動の連続性の確保にむけた交通結節機能の強化
- 移動の連続性の確保にむけた、交通結節点の整備
- 駅周辺へのアクセス性の向上、ユニバーサルデザインや都市景観に配慮した整備
- 訪れやすさの向上にむけた駐車場・駐輪場の適正配置

公共交通の整備・充実

広域交通を支える都市交通の骨格として、鉄道の運営施策・支援の充実と利便性の向上

- 既存路線の維持、利便性の向上を目指した運営施策の充実
- 駅周辺へのアクセス道路の整備・改善や駅施設の整備・充実
- 交通弱者の移動手段の確保や環境にやさしい交通施策の展開にむけて、バス路線の維持、利便性の向上
- 高速路線バス等の維持や利便性の向上
- 交通弱者や市民の身近な移動手段、また歩いて暮らせるまちづくりの推進にむけた、バスの路線持続、利用促進
- 総合的な交通サービスの向上にむけた取組みの推進
- 各種交通機関の連携による移動の連続性の確保や主要な施設へのアクセス性の向上など、多様な交通サービスの提供を推進

市街地・住環境の整備方針

計画的な市街地の誘導
中間市の新たな賑わい創出にむけた拠点性の創出
良好な住環境の維持・形成

計画的な市街地整備の推進

新たな都市環境の整備・誘導の検討

- 垣生地区での、新たな住宅地整備の誘導にむけた面整備事業及び進捗に応じた農政サイドとの調整による土地利用の規制誘導の検討
- 蓮花寺ボタ山周辺地区、岩瀬北部地区、五反田地区など、地区に応じた都市環境の形成にむけて、面整備及び土地利用の規制誘導を検討
- 防災上問題のある地区について、住環境の安全性の確保にむけた、一体的な面的整備事業の検討

良好な住環境の形成

良好な住環境の維持・向上にむけた地区計画や緑化協定の検討

- 地域住民主体のまちづくり誘導にむけた各種支援の実施
- 公営住宅の機能更新や住まい環境の向上にむけた支援
- 中間市公営住宅ストック総合活用計画に基づく、公営住宅の機能改善、老朽化施設の建替えの検討
- ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備や高齢者・身障者に対応した住宅の整備にむけた支援
- 定住促進にむけた、P R 活動及び補助・支援策の検討

賑わい創出にむけた拠点性の創出

地域活力や新たな賑わい創出にむけた中心地の再生

- 主要拠点周辺地区について、本市の活性化を牽引するハード・ソフト事業を検討
- 中間駅周辺整備、ふれあい大通りのシンボル性の向上、既存商店街と新規商業地区の整備など、中心地の一体的な整備による賑わいの再生
- 歩いて暮らせるまちづくりのモデル地区としての整備推進
- 地域交流や新たな賑わい創出にむけた垣生公園周辺整備
- 川西地区の賑わい創出にむけて、垣生公園機能の整備・充実、農業と連携した物産販売施設や地域住民の交流施設等の整備の検討

上下水道の整備方針

快適な暮らしを支える上下水道整備の推進

上水道の整備方針

- 安全でおいしい水道の安定供給
- 良質な水道水供給にむけた高度処理施設の配置及び浄水確保
 - 西部浄水場の改修検討
 - 安全な水の供給にむけて、農業等の対策や遠賀川の水質改善の実施

下水道の整備方針

- 環境の保全、快適な暮らしを支える下水道整備の推進
- 周辺市町との連携による処理施設や幹線整備など、下水道整備の推進
 - 公共下水道事業を中心とした計画的整備の推進
 - 総合的な水環境の保全にむけた、河川改修計画や農業環境との調整

水とみどりの整備方針

水とみどりを「守り」「育み(増やし)」「活用する」



屋根のない博物館



図: 水とみどりの整備方針図

遠賀川河川敷

水とみどりを守り活用する

- 自然とふれあい、余暇活動やにぎわいの創出にむけたみどりの拠点形成
- 水とみどりの中心軸・拠点特性の維持・創出にむけて、遠賀川周辺の自然とのふれあいやレクリエーション機能の整備を推進
 - スポーツや憩いの場、潤いを与えるみどり空間としての垣生公園や屋島公園の維持・整備
 - 生物の生育・生息環境の保全、レクリエーション機能の整備にむけて、関係機関との調整を踏まえた中島の整備を検討
- 都市の良好な自然環境や地域の連携、散策・周遊路の形成にむけた水とみどりのネットワーク形成
- 河川とその周辺の親水空間、植樹・植栽道路等による水とみどり軸形成
 - 水とみどりの拠点、軸を一体とした水とみどりのネットワークづくりと、都市環境、歴史・文化資源との連携による散策・周遊路の整備
 - 周辺市町村との連携・交流による遠賀川の自然・景観資源の活用
 - 水とみどりをいかした快適な住まい環境の創出
 - 公園や広場をはじめとした施設緑地、営農環境をはじめとした地域性緑地の保全
 - 都市計画公園や歴史に育まれた都市内緑地の保全
 - 生産緑地地区としての農地の保全
 - 動植物の生息・生育環境の確保や低炭素社会の構築にむけた、森林、台地等の緑地の保全

みどりを増やし育てる

- 公園の整備目標や誘致圏を踏まえた公園・緑地の適正配置
- 児童遊園地を有効活用し、都市内緑地の整備や防災機能に配慮した身近な公園の整備・改善を推進
 - 新たな公園の検討・整備
- みどり豊かな市街地環境・うるおいある生活空間の形成にむけた沿道・施設緑化の推進
- うるおいある生活空間の創出や良好な都市景観の形成にむけた公共施設の緑化推進
 - 行政・市民・事業者の協働による緑の創出
- 市民による公園の維持管理
- ワークショップなど地域住民の参加による、みどりを守り、育むコミュニティづくりとその活動支援

遠賀川や歴史特性を基調とした自然景観の創出
 良好な住環境の形成やまちの顔となる都市景観の創出
 協働による景観づくりの推進

自然・歴史景観の創出

- 遠賀川を基軸に親水性豊かな景観及び周辺に広がる田園環境の創出
- 遠賀川河川敷の緑地の保全、水辺環境の整備による市民が安らぎを感じる自然景観の保全・創出
 - 自然環境・眺望に配慮し、優良農地を生かした自然景観の創出
- 中間市の伝統・文化を彩る歴史景観の保全
- 親水空間の創出や散策路としての機能強化、また「堀川まちおこし事業」の活動支援による堀川の歴史景観の維持・創出
 - 垣生公園の整備に併せた、垣生羅漢百穴等の歴史景観の保全
 - 近代化産業遺産の保全の検討

都市景観の創出

- 地区特性に応じた魅力ある都市景観づくり
- 景観法や自主条例を用い、良好な住環境景観の維持・保全
 - 中間市の顔となる個性ある景観づくりを推進
 - 駅前、主要道路周辺について、地区計画や条例による屋外広告物の規制や建築形態の規制を検討
 - 中心性の高い建築物のデザイン誘導やモニュメントの設置、ライトアップ等の演出による、人が賑わう都市景観の創出
 - 歩行者ネットワーク、親水交流軸周辺における沿道の眺めに配慮した都市景観の創出

景観形成の推進

- 行政・市民・事業者の協働による景観づくりの推進・支援
- 景観形成にむけた情報発信や連携・協働の場づくり
 - 市民主体の景観づくりの推進・支援
 - 市民ワークショップ等の開催による景観検討など、市民参加の推進による景観意識の向上や各種支援の実施による市民主体の景観づくりを誘導
- 景観施策の推進
- 地区の景観特性や取組状況に応じ、景観計画や条例策定を検討
 - 景観形成の先導的役割を果たすため、拠点となる公共空間の景観づくりを推進

安全・安心なまちづくりの方針

災害に強いまちづくりの推進
 自助・共助・公助による防災力の向上
 交通安全・防犯環境の向上
 人にやさしいまちづくりの推進

地域防災力の向上

- 防災体制の確立
- 災害時の情報ネットワークの整備
- 地域防災力の向上
- 防災意識の高揚にむけた、防災訓練やハザードマップ等の広報

災害に強いまちづくりの推進

- 災害に強い基盤づくり
- 災害時の避難路や輸送路として、また各種ライフラインが通る道路について、耐震性確保と体系的なネットワークを構築
 - 狭い道路や避難経路となる生活道路の幅員確保
 - 災害時の避難地、災害対策拠点となる公園や公共施設の耐震化
 - 災害の未然防止にむけた、遠賀川等の治水対策、開発の規制・誘導の推進
- 災害に強い市街地環境の形成
- 公共施設及び民間施設の耐震化の促進
 - 住宅の耐震診断、耐震改修及び不燃化の促進
 - 面整備の検討や都市基盤の整備による木造密集市街地の改善検討

交通安全・防犯環境の向上

- 交通安全対策の推進
- 交通安全思想の普及にむけた、教育・広報活動等の推進
 - 交通安全施設等の整備による、交通事故の防止・軽減
- 防犯環境の向上
- 防災、交通、福祉など各分野との連携による防犯環境の向上
 - 夜道の安全性の確保にむけた、街路灯の設置

人にやさしいまちづくりの推進

- 「中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針」に基づく、安全・安心・快適な人にやさしい都市環境の確保

地域別まちづくり構想

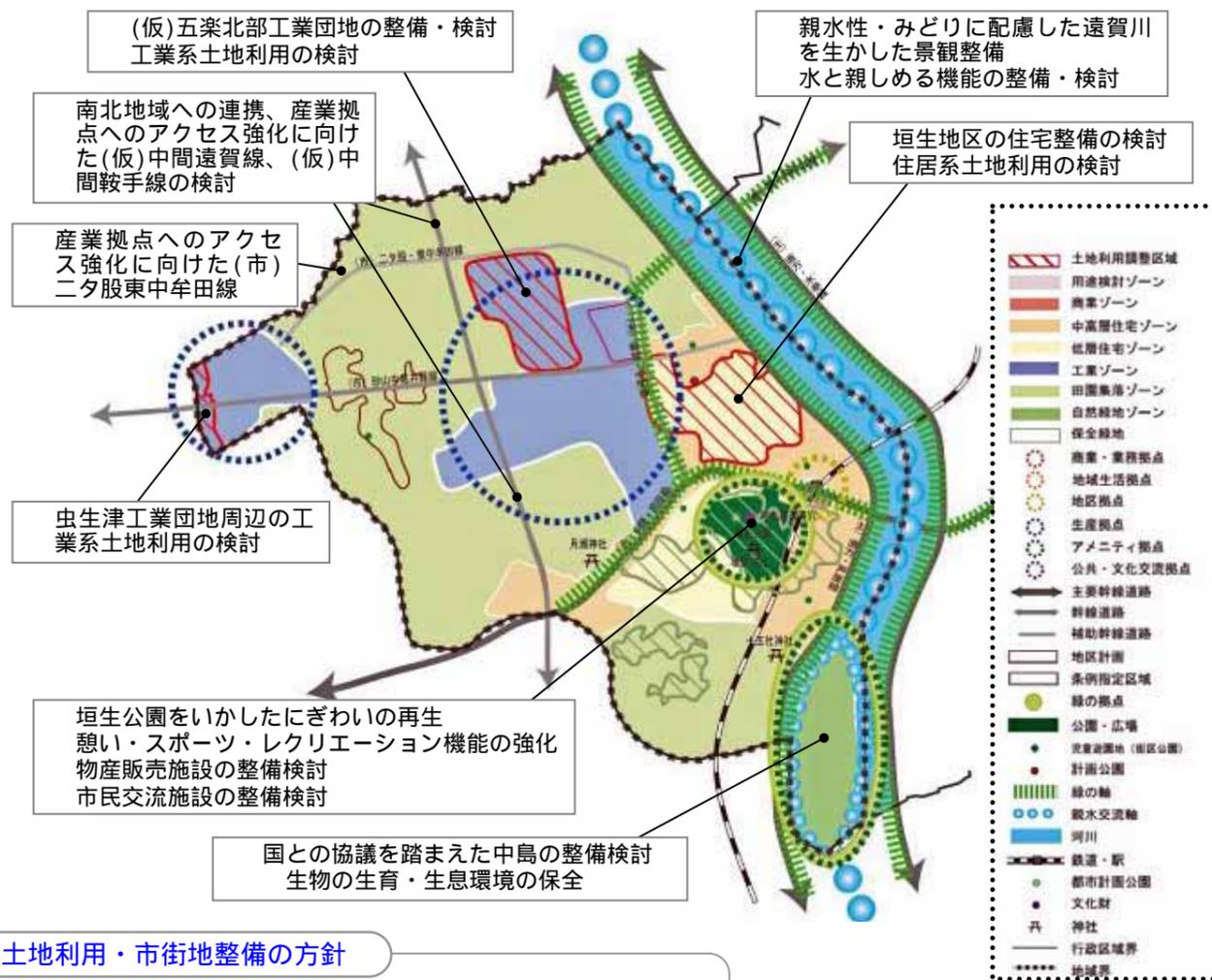
中間西部地域

<地域づくりの目標>

活力と潤いが共存するまち

<地域の都市像>

垣生公園、遠賀川や農地などの自然環境の連携によるにぎわいのまちづくり
産業の活性化による活力の創出
自然と共生した住まいづくり



土地利用・市街地整備の方針

- 都市的土地利用と自然的土地利用が調和した適正な土地利用の推進
- 産業活力の発展と周辺環境に調和した土地利用の推進
- 優良農地や自然地の保全と有効活用
- 垣生公園を拠点とした自然交流、文化交流、人の交流による川西地区の賑わいづくりの推進
- 生活道路の改善や住宅開発など、良好な住宅地づくりの推進

道路・交通整備の方針

- 川東地区との連携、南北軸の強化にむけた道路ネットワークの整備
- 人にやさしい歩道環境整備と安全・安心な生活道路や通学路の整備
- 既存公共交通の利便性の向上と利用促進の検討

その他都市環境整備の方針

- 遠賀川、中島を生かした、憩い、レクリエーション機能の強化と景観に優れたまちづくりの推進
- 市街地内の良好なみどりの保全と連携
- 環境にやさしいまちづくりの推進
- 下水道整備の推進
- 災害に強いまちづくり推進のための防災拠点の整備と地域防災力の強化

実現化方策

実現化にむけた基本方針

都市計画マスタープランの運用と情報の共有化

【総合的な都市づくりの運用指針】

- 都市計画マスタープランは、本市の総合的な都市づくりの運用指針となります。そのため、本計画で設定した方針を踏まえ、土地利用計画や道路、公園などの基盤整備の実施検討を進めます。また、景観形成など個別の基本計画の策定においても、本計画との整合を図ります。

【地域づくりの運用指針】

- 身近な地域における都市づくりにおいて、本市の都市づくりの方向性について統一した意識を共有する指針として活用を図ります。

【計画の周知と情報の共有化】

- 市の総合的な都市づくりの運用指針として、住民の身近な都市づくりの運用指針として、計画の周知を進めます。

協働のまちづくり

- まちづくりは市民の活動が重要な役割を担っていることから、市民・事業者・行政の協働のもとまちづくりを進めます。

都市計画マスタープランの進行管理

- 都市計画マスタープランの進行管理を行うため、庁内の関係機関によるワーキンググループの開催を進めます。
- 上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化等に対応し適切な都市づくりを進めていくため、概ね5年ごとに進捗・達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

実現化方策

整備の推進体制

【広報活動と情報発信】

- インターネット等の情報通信技術の活用やパンフレットの配布、広報誌の活用など、広報活動の充実を図ります。
- まちづくり活動の状況や成果を市民にPRするなど、情報提供や意見交換の機会を充実させ、市民のまちづくりに対する機運を醸成します。

【市民主体の活動支援】

- 市民主体のまちづくり活動を積極的に支援します。
- 具体的なまちづくりの推進において専門的な知識が必要な時は、まちづくりに関する専門家やアドバイザーなどを派遣します。

【各種制度・手法の活用】

- 都市計画の各種制度やまちづくり条例などを活用し、市民主体のまちづくりをサポートします。

整備プログラム

- 実現化にむけた基本方針を踏まえ、全体構想や地域別構想で掲げた都市づくりの実現にむけて、実施施策や事業を整備プログラムと位置づけ、計画期間における取組みと実現を目指していきます。
- 整備プログラムに掲げる各種施策内容については、実現化の基本方針に掲げるように、市民や事業者との協働、計画の進行管理を踏まえながら、適宜精査、見直しを進めます。